

2020年6月8日

報道関係各位

天馬のガバナンス向上を考える株主の会

天馬株式会社 監査等委員会による報道発表資料について (2)

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」(以下「当会」といいます。)は、天馬株式会社(東証1部：証券コード7958、以下「天馬」といいます。)に対し、本年6月開催予定の定時株主総会(以下「本総会」といいます。)での取締役選任について、現取締役を完全に刷新し、新たな取締役体制にすることを求める株主提案(以下「本提案」といいます。)を行っております。

今般、天馬の監査等委員会より、天馬が本年6月4日付けで開示した「当社監査等委員会に関する一部報道について」と題するプレスリリースに対する、監査等委員会の意見を示した報道発表資料が、東京証券取引所の記者クラブに投函されました。

当会にて、監査等委員会の投函による上記資料を入手いたしましたので、株主の皆さまが十分な情報に基づいて本総会の選任議案につき議決権行使をしていただくため、同報道発表資料を開示させていただきます。

報道機関 お問い合わせ窓口

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」

事務局：連絡先 03-6721-5099

(報道対応に係る業務受託者：パスファインド株式会社)

ホームページ：<http://tsukasanews.com>

注：本書は、本総会における会社提案議案及び株主提案議案のいずれについても、当会を構成する者又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。

2020年6月8日

各位

会社名：天馬株式会社

監査等委員会

常勤監査等委員・取締役 北野 治郎

(コード：7958、東証一部)

問い合わせ先：常勤監査等委員・取締役 北野 治郎

(080-7013-4098)



天馬（取締役会）による本年6月4日付け「当社監査等委員会に関する一部報道
について」に対する監査等委員会の意見

天馬株式会社（以下「当社」といいます）の監査等委員会（以下「当委員会」といいます）は、本年6月2日に、東京証券取引所の記者クラブへの資料投函により「お知らせ（監査等委員会による取締役選任候補者についての意見および取締役責任調査委員会の設置について）」を開示いたしました（以下「6月2日付け開示」といいます）。

これに対し、本年6月4日付け取締役会決議（取締役9名中5名が賛成、4名が反対）を経て、当社から同日付けで「当社監査等委員会に関する一部報道について」と題するプレスリリース（以下「6月4日付け当社リリース」といいます）が開示されております。

第1 監査等委員会の意見に関して

6月4日付け当社リリースでは、当委員会の「中立性・公正性に対する不信」等が記されております。

同リリースの記載内容に逐一反論することは差し控えたいと考えておりますが、いずれにしても、当委員会の会社法342条の2第4項に基づく意見（以下「本意見」といいます）の前提となっている下記事実に変わりはありませんので、この点につき、改めて株主の皆様にお伝えいたします。

1 金田宏氏

- (1) 2019年にX国の海外公務員への贈賄事実を知った後、法務・IR担当常務取締役として対応した。同氏は、コンサルティング契約を締結させ、虚偽の経費処理のための仮装工作を進めた。重大な意思決定を下す職責を担う取締役が無知だったことが、当社の企業価値を大きく毀損させ、取締役の経営責任は悪意があった場合と同程度に重大とみるべきである（第三者調査委員会調査報告書）。
- (2) 同氏が常務執行役員新規事業推進室長であった2019年5月に当社はスピシエル

株式会社の増資を引き受け 6000 万円を払い込んだ。同社は同氏が代表取締役でかつ 85%の株式を所有する会社で債務超過にあり、同氏から 4000 万円超の借入があった。同氏は当社の 6000 万円の増資払込および同氏が代表取締役の FHL ホールディングス株式会社による約 4000 万円の増資払込後、同日約 4000 万円を回収していた。同回収を 2020 年 5 月の監査等委員の監査の結果、取締役 3 名ははじめて知った。同増資取引は、一般株主と利益の相反するおそれがある取引であるとともに、取締役への説明の充分性に問題があり、内部統制の環境を構成する経営者としての誠実性・倫理観に欠ける。

2 須藤隆志氏

- (1) 同氏が作成に関与した 2017 年 3 月期以降の有価証券報告書・内部統制報告書等を 2020 年 3 月期に遡って訂正した。
- (2) 同氏は CFO 的立場にありながら、虚偽の経理処理を主導して推し進め、何事もなかったかのように、あずさ監査法人に経営確認書を提出し第二四半期の決算発表をした（第三者調査委員会調査報告書/以下同様）。
- (3) 須藤氏は、X 国の外国公務員への現金支出が、監査等委員に伝わると、監査法人にも情報が伝わり、大ごとになるから、監査等委員に伝えなかった。
- (4) 海外子会社における杜撰な統制環境や内部統制の無効化を放置し、海外子会社の経営陣が外国公務員に交付するための現金を出金することに対する有効な統制をきかせてこなかった。
- (5) あずさ監査法人が、適時適切な説明・報告がなく、信頼関係が損なわれたとし、退任した。

3 与謝野明氏

- (1) 同氏は Y 国の子会社の総経理であったとき、Y 国の税関局職員への現金交付について情報を共有した上で、同支払いを承認した。
- (2) Y 国の贈賄は当局側から金銭要求を受けた場合と比較し、より悪質である（第三者調査委員会調査報告書）。
- (3) 経営企画部への報告は事後報告であったこと、メールまたは報告書にて調整金を支払ったことを本社へ報告していると同氏は述べているが、当該メールまたは報告書を、第三者調査委員会は確認できていない。
- (4) 税関局職員に対する現金交付は領収書が発行されないため、組織ぐるみで別の領収書を収集し、それらを転用して経理処理をした点も大きな問題である。このような不適正な経理処理は、外国公務員に対する贈賄リスクのみならず、着服横領リスクも生じさせている（第三者調査委員会調査報告書）。

なお、以上のような状況も踏まえ、6月4日付けでWeb上に公表された本総会の招集通知に添付された当委員会の監査報告書では、監査等委員会の全員一致により、「取締役等による違法行為の関与が判明し、過年度決算の訂正に至ったという内部統制上の問題が認められました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は適正であるとは認められません。」（招集通知58頁）と記載いたしておりますので、併せてご参照ください。

第2 当委員会が異例の6月2日付け開示をせざるを得なかった経緯等について

上記の経緯等につき、以下、若干補足させていただきます。

1 監査等委員会による取締役選任候補者についての意見を早期にお知らせする必要性

当社の株主の皆様へ、十分な情報に基づく熟慮の上で、定時株主総会における取締役選任議案について議決権行使をしていただくため、当委員会としては、金田宏氏、須藤隆志氏及び与謝野明氏の選任議案が記された、本年5月27日付けの「取締役候補者に関するお知らせ及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」と題するプレスリリース（以下「5月27日付けリリース」といいます）の開示と同時に、当委員会の意見を併せて開示すべきであったと考えます。

コーポレートガバナンス・コードでも、上場会社は、取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明について開示し、主体的な情報発信を行うべきものとされています[コーポレートガバナンス・コード 原則3-1(v)]。

しかし、当社取締役会は、本意見の内容はおろか、その存在にすら一切触れない形で、5月27日付けリリースを開示するに至りました。しかも、本年5月27日の時点で当委員会に提示された本総会の株主総会参考書類のドラフトにおいては、本年6月4日によく開示されるに至った本総会の招集通知における株主総会参考書類（以下「本総会参考書類」といいます）と同様、本意見の2倍を超える分量の反論が記載されておりました。

かかる偏った開示がなされるような状況では、会社法342条の2第4項が、監査等委員会に「監査等委員でない取締役」の選任に関する意見陳述権を付与した趣旨が実質的に損なわれ、各監査等委員が負っている監査等委員たる取締役としての善管注意義務を十分に尽くすことができなくなるおそれがあります。

そこで、当委員会としては、極めて異例であり、苦渋の決断ではございましたが、株主の皆様へ、十分な情報と時間的余裕をもって、熟慮の上で議決権行使をしていただくために、6月2日付け開示を行うことにさせて頂いた次第です。

この点につき、6月4日付けリリースにおいては、「当社取締役会としての正式な公表を行っていない時点で、監査等委員会が本件報道に係る情報を社外に流出させたことについては、当社取締役会としては、大変残念かつ遺憾であると考えております」とされていますが、会社法342条の2第4項の意見陳述権の趣旨は、監査等委員会に「監査等委員でない取締役」の選任に関する意見があるときは、株主の皆様当該意見の内容を周知することが必要であるというものであって、これを情報の不当な社外流出とするのは、株主の皆様に対して議決権行使に必要な情報をご提供すること自体を非難するものであって、適切ではないものと考えております。

2 取締役責任調査委員会の設置を早期に開示する必要性および当社取締役会による開示がなされなかったこと

当委員会は、本年5月19日付けで取締役責任調査委員会の設置を決議いたしました。これは、当社の開示からも明らかなおり、以下の事実経過を踏まえたものです。

- ・ 本年3月13日付け：第三者委員会より調査報告書（以下「第三者委員会報告書」といいます）を当社が受領
- ・ 同年4月2日付け：部分的非開示措置を施された第三者委員会報告書〔公表版〕（以下「公表版第三者委員会報告書」といいます）を開示
- ・ 同年5月1日付け：「再発防止策等の決定に関するお知らせ」と題するプレスリリースを開示

取締役責任調査委員会を設置する目的の一つは、第三者委員会報告書で取り上げられたベトナムでの海外贈賄事件等（以下「本件海外贈賄事案等」といいます）に関与した取締役の任務懈怠責任の有無及び程度を調査し、当社株主からの責任追及訴訟の提訴請求に備えるためです。

オリンパス、東芝、スルガ銀行、関西電力など、重大な不祥事を起こした上場会社の監査役会、監査等委員会ないし監査委員会が、執行側によって設置された第三者委員会の報告書が公表された後、速やかに取締役責任調査委員会（ないし取締役責任追及委員会）を設置することは、ごく当たり前に行われております〔任務懈怠責任がある取締役に対する責任追及訴訟の提訴不提訴の判断及び提訴した場合の訴訟追行は、会社法上、監査役、監査等委員ないし監査委員にあり、当社では、かかる権限は、監査等委員のみが有しているため、このような調査委員会等の設置権限は、当社では監査等委員（会）のみが有しています〕。また、設置時期に関しては、株主から責任追及訴訟の提訴請求があった場合に当該提訴請求に対して回答する期限が会社法上60日であることを勘案し、会社が第三者委員会の報告書を受領してから速やかに設置されることが一般的です。

しかしながら、当社の執行部及び取締役会は、そもそも第三者委員会報告書を受領してから20日間が経過するまで公表版第三者委員会報告書を開示しませんでした。また、

「再発防止策等の決定に関するお知らせ」が開示されたのも、公表版第三者委員会報告書の開示からさらに約1か月後でした。このように大幅な開示遅延が相次ぐことそれ自体、上場会社の開示に対する姿勢として非常に問題であることはいうまでもありません。

当社の定時株主総会で、株主の皆様、次期取締役選任候補者の適否をご判断いただくにあたり、不祥事を起こした当社取締役の法的責任の有無および内容は、当然理解していただくべき重要な情報です。また、株主の権利である株主提案権の行使を判断するに際しても必要な情報となります（なお、当社取締役会が「再発防止策等の決定に関するお知らせ」を開示したのは、本総会の株主提案期限が到来した直後の5月1日でした）。

このため当委員会は、本年5月19日付けで、取締役責任調査委員会の設置を決議し、その旨を直ちに全取締役に通知いたしました。当社取締役会は、「監査等委員会の具体的な決議内容、当該決議に至る経緯、各調査委員の選定プロセスの経緯・詳細（とりわけ、司治元名誉会長を含む本件事案に係る関係者又はその代理人弁護士等の関与の有無等）、その他各調査委員の独立性に影響を及ぼす事情の有無等」（6月4日付けリリースご参照）といった、不合理な理由を述べ、取締役責任調査委員会への協力および設置の適時開示を拒否し、2週間に亘って、取締役責任調査委員会が設置されたという事実の適時開示すら行いませんでした。

しかも、取締役責任調査委員会の設置を開示することに強く抵抗し続けた中心は、正に、本件海外贈賄事案等に責任があると第三者委員会報告書でも名指しされている藤野兼人社長、須藤隆志取締役財務経理部長及び法務・IR担当の金田宏常務であり、これら3名の取締役は、本来であれば、特別利害関係人として、関係する取締役会の決議にすら参加できない（少なくとも決議への参加を差し控えるべき）取締役であるものと考えられます。取締役に任務懈怠責任があった場合に、その責任を追及する職責を有する監査等委員会の活動に、このように、任務懈怠責任を追及される立場にある業務執行取締役が先頭に立って露骨な圧迫を加えること自体、およそ会社法で求められているコーポレートガバナンスの基本を踏みにじるものと考えます。殊に、藤野社長は、会社法399条の2第4項で、「監査等委員がその職務の執行について監査等委員会設置会社に対して費用の前払の請求や支出した費用の償還請求をしたときは、当該会社は、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除いてこれを拒むことができない。」とされているにも拘らず、監査等委員に対し、度々、同社長が「要求する事項が満たされない限り、取締役責任調査委員会の設置や運営に要する費用を支払わない。」等とも言明しており、監査等委員会が執行側から独立して業務執行に当たる取締役の法令違反や善管注意義務違反を適切にモニタリングできるように定められている会社法の各規定の趣旨を、およそ理解していないものと指摘せざるを得ません。以上のように、当社取締役会が、取締役責任調査委員会の設置に係る適時開示にすら強く抵抗し続ける中、当委員会は、そのような実態を含めて、当社株主の皆様が、十分な情報と時間的余裕をもって、熟慮の上で本総会における議決権行使を行っていた

だくために、やむを得ず、6月2日付け開示において、取締役責任調査委員会の設置を開示させて頂いた次第です。実際、6月4日付けでWeb上に公表された本総会の招集通知においても、取締役責任調査委員会の設置に関しては一切記載がなく（このような、株主の皆様が、本総会において、熟慮に基づいて議決権行使を行う際に必要な重要な事実の記載を欠いた招集通知に法的瑕疵があることはいうまでもありません。）、当委員会が6月2日付け開示に踏み切らなければ、株主の皆様が、このような当社のガバナンスの実態を全く知らされることなく本総会に臨むこととなった可能性は高かったと判断せざるを得ません。

株主の皆様に対する適切な情報提供と、監査等委員の職責を果たすための当委員会による開示について、当社取締役の過半数（9名中5名）が、6月4日付け当社リリースにおいて、「監査等委員会が本件報道に係る情報を社外に流出させたことについては、当社取締役会としては、大変残念かつ遺憾であると考えております」と述べていることについては、これら取締役が「執行側から独立して業務執行取締役の法令違反や善管注意義務違反を適切に監査する。」という監査等委員会の職責を適切に理解していないのではないかと懸念せざるを得ません。

3 本開示をさせて頂いた理由について

6月4日付けリリースでは、繰り返し、監査等委員会は中立・公正であるべきという表現が出てきますが、監査等委員会の職責は、「執行側から独立して」取締役の業務執行が法令・定款や善管注意義務に違反しないかをモニタリングし、必要な場合には株主の皆様共同の利益のために責任追及訴訟など必要な措置を講じることにあり、執行側が「監査等委員会は中立・公正であるべき」、即ち、本件の一連の事実経過との関係では、監査等委員会が、会社法342条の2第4項の意見陳述権を行使したこと、取締役責任調査委員会を設置したこと、6月2日付け開示を行ったこと等を不当であると論じることに對しては、当委員会として、強い違和感を感じざるを得ません。

株主の皆様におかれましては、このような当社取締役会の実態を十分ご認識頂いた上で、本総会に臨んで頂きたく、敢えて以上につき開示をさせて頂いた次第です。

以上